

実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、
組織が必要と決定した二次文書の一部見直し

1. 変更内容

- 保安規定品質保証第2章で定める社内規程「実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した二次文書」について、二次文書の定義を踏まえて整理し、一部の具体的な運用事項を定める二次文書を三次文書とする適正化を実施する。
- なお、従来の品質マネジメントシステム文書体系の考え方から変更は無い。

2. 整理方法

- 当社の社内規程については、従来から、品質保証規程（一次文書）において、以下のとおり二次文書及び三次文書を定義している。（図1）
 - ・二次文書：本店にて管理し、本店及び発電所の業務の計画、運用、管理の基本事項を規定した文書
 - ・三次文書：本店及び発電所にて管理し、それぞれ独自に適用される業務の計画、運用、管理の具体的な事項を規定した文書等
- 現在の二次文書について、品管規則の制定に伴う一部基本事項の明確化に合わせ、記載内容を確認した結果、以下の二つに分類されることを確認した。
 - ①保安規定品質保証第2章の各項で要求される事項に対して、主に業務の計画、運用、管理等の基本事項が定められている社内規程
 - ②保安規定品質保証第2章の各項で要求される事項を踏まえた個別の具体的な運用事項が主に定められ、業務の計画、運用、管理等の基本事項も定められている社内規程
- 上記②に該当する社内規程のうち、品質保証項目に複数二次文書があり、基本事項が類似している場合は、業務の計画、運用、管理等の基本事項を一つの規程にまとめ、他の規程については、個別の具体的な運用を定める三次文書として定めることで整理した。（表1）

表1 二次文書整理結果（三次文書へ位置付ける二次文書が定められている項目）

保安規定変更前		整理後		備考
6.2.2	力量設定管理要項 <u>運転責任者の合否判定等業務等に関する要項</u>	6.2	力量設定管理要項	○「運転責任者の合否判定等業務等に関する要項」は、力量設定管理要項に基本事項を定め、具体的な運用を定める三次文書とする。（表2）
7.2.3	官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項 <u>事故・故障時等対応要項</u>	7.2.3	外部コミュニケーション要項	○「事故・故障時対応要項」は、外部コミュニケーション要項に基本事項を定め、具体的な運用を定める三次文書とする。（表2）
8.3	原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項	8.3	是正処置プログラム管理要項*	○「原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項」は、是正処置プログラム管理要項に基本事項を定め、具体的な運用を定める三次文書とする。（表2）

※ 品管規則が要求する“文書化された手順書”である二次文書

図1 品質マネジメントシステム文書体系図（東海第二発電所原子炉施設保安規定及び品質保証規程。東海発電所及び敦賀発電所も同様）

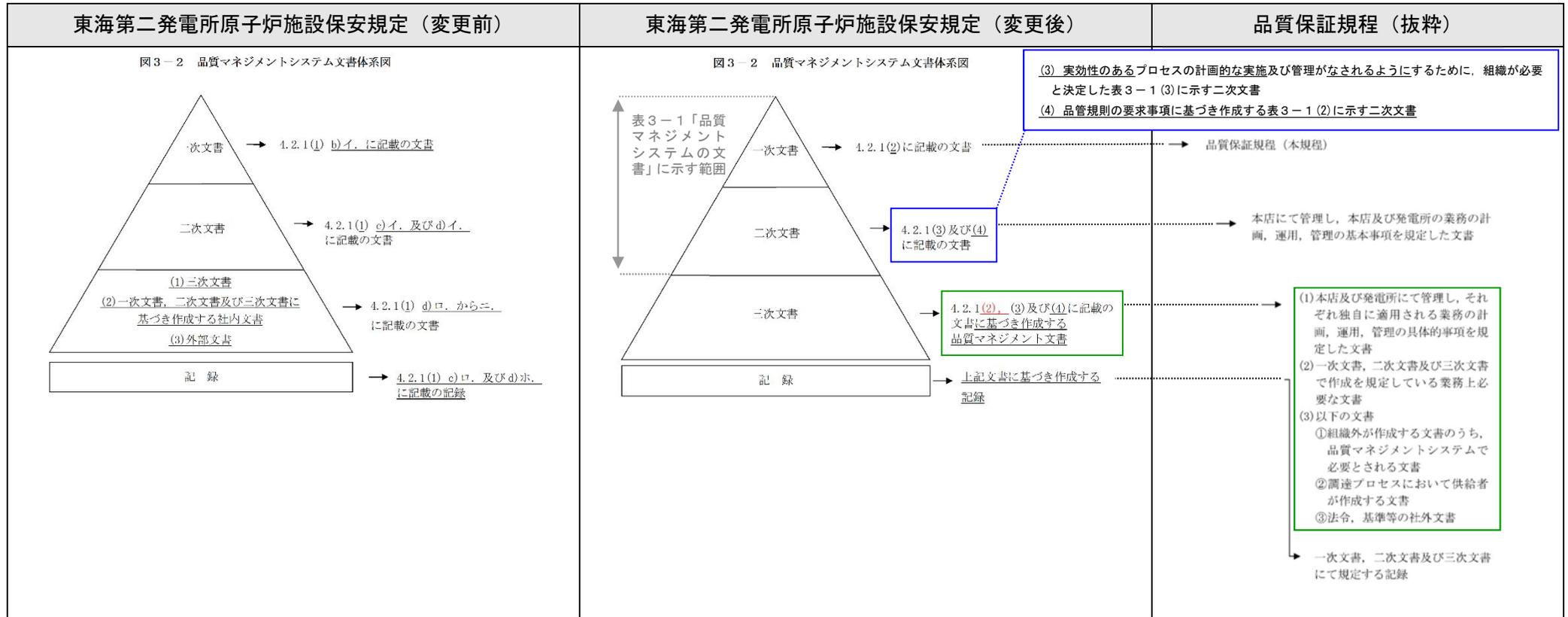


表2 品質マネジメント文書の見直し

変更前		変更後				
保安規定記載 (変更前)	二次文書	品管規則	保安規定記載 (変更後)	品質保証規程	二次文書	備考
<p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識組織は、次の事項を「力量設定管理要項」に定め、実施する。</p> <p>a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>b) 必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、又は他の処置をとる。</p> <p>c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。</p> <p>d) 組織の要員が、自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。</p> <p>e) 教育、訓練、技能及び経験について該当する記録を維持する(4.2.4 参照)。</p>	<p>○力量設定管理要項</p> <p>○運転責任者の合否判定等業務等に関する要項</p> <p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実用炉規則第87条第4号における運転責任者判定についての要求事項に対応する規程 ・ 当社並びに、当社が指定した判定機関による運転責任者の合否判定等業務等に係る具体的事項について定める。 <p><主な規定内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 判定機関の指定に関すること。 ・ 指定された判定機関が行う業務に関すること。(運転責任者に係る基準及びその判定方法等) ・ その他合否判定等業務等に関すること。 <p>○原子炉主任技術者の選任及び職務要項</p>	<p>第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てなければならない。</p> <p>運転責任者に係る力量基準への適合に関する業務等の「基本事項」を定めているが、これを判定するための方法等の具体的な運用事項が主に定められている。</p>	<p>6.2 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を「力量設定管理要項」に定め、実施する。</p> <p>a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること</p> <p>b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること</p> <p>c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること</p> <p>d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること</p>	<p>(要員の力量の確保及び教育訓練)(6.2) 第22条 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。)が実証された者を要員に充てる。</p> <p>2. 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて次に掲げる事項を「力量設定管理要項」に定める。</p> <p>(1) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>(2) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。</p> <p>(3) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>(4) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>①品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>②品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>③原子力安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>(5) 要員の教育訓練及び力量について記録を作成し、これを管理すること</p>	<p>○力量設定管理要項</p> <p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力安全を確実にするために必要な要員(以下「要員」という。)の力量管理に係る事項並びに具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度について定める。 <p><主な規定内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要員に対する力量基準の設定、力量付与に必要な教育訓練、力量評価、認識及び記録のプロセス。(要員に対する力量基準への適合に関する業務に、運転責任者の力量基準への適合も含めて、基本事項を定める。) <p>○原子炉主任技術者の選任及び職務要項</p> <p>運転責任者に係る力量基準への適合は、「力量設定管理要項」に定める要員の力量管理(力量基準、力量評価の設定)の「基本事項」に基づき、合否判定方法や基準等の具体的な運用事項を定める。</p>	<p>○【三次文書】運転責任者の合否判定等業務等に関する要項</p> <p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実用炉規則第87条第4号における運転責任者判定についての要求事項に対応する規程 ・ 「力量設定管理要項」に基づき、当社並びに、当社が指定した判定機関による運転責任者の合否判定等業務等に係る具体的事項について定める。 <p><主な規定内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 判定機関の指定に関すること。 ・ 指定された判定機関が行う業務に関すること。(運転責任者に係る基準及びその判定方法等) ・ その他合否判定等業務等に関すること。
<p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項」に定め、実施する。</p>	<p>○官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項</p> <p>○事故・故障時等対応要項</p> <p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社発電所において事故・故障・トラブル等が発生した場合の具体的対応について定める。(事故等のトラブル通報連絡の基本事項を定めている。) <p><主な規定内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所において事故等が発生した場合の通報連絡対応について適用。 ・ 通報連絡体制、官庁等への連絡方法等を定める。 <p>事故等のトラブル通報連絡の「基本事項」を定めているが、通報連絡体制・連絡先等の具体的な運用事項が主に定められている。</p>	<p>第二十六条 原子力事業者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。</p> <p>[解釈]</p> <p>1 第26条に規定する「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 ・ 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 ・ 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 ・ 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 	<p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を「外部コミュニケーション要項」に明確に定め、これを実施する。</p> <p>a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p>	<p>(組織の外部の者との情報の伝達等)(7.2.3) 第26条 組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次に掲げる実効性のある方法を「外部コミュニケーション要項」に定め、実施する。</p> <p>(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>(3) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>(4) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>規制当局等への事故等のトラブル通報連絡は、「外部コミュニケーション要項」に定める、事故等のトラブル連絡を想定した、予期せぬ事態における社外者との連絡に類似する。</p>	<p>○外部コミュニケーション要項</p> <p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制当局等及び地域住民等との外部コミュニケーションを図るための方法を明確に定め、実施することを目的。 ・ 官庁定期報告書等の具体的取扱い手続きを定め、業務の効率化、確実性の向上、業務知識の伝承に資することを目的。 <p><主な規定内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制当局等及び地域住民等に対して、次の外部コミュニケーションに適用。 (1) 社外の者への効果的な連絡及び適切な情報の通知 (2) 予期せぬ事態における社外の者との時宜を得た効果的な連絡 (3) 原子力安全に関連する必要な情報の社外の者への確実な提供 (4) 原子力安全に関連する社外の者の懸念や期待の把握、及び意思決定への適切な考慮 <p>「外部コミュニケーション要項」に定める事故等の連絡に関する「基本事項」に基づき、通報連絡体制・連絡先等の具体的な運用事項を定める。</p>	<p>○「官庁定期報告書作成及び官庁対応業務要項」は、主に官庁とのコミュニケーションに関する基本事項を定めていたが、自治体・地域住民等とのコミュニケーションも新たに定めたことから、規程名称を変更。</p> <p>○【三次文書】事故・故障時等対応要項</p> <p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「外部コミュニケーション要項」に基づき、当社発電所において事故・故障・トラブル等が発生した場合の具体的対応について定める。 <p><主な規定内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所において事故等が発生した場合の通報連絡対応について適用。 ・ 通報連絡体制、官庁等への連絡方法等を定める。

変更前		変更後				
保安規定記載 (変更前)	二次文書	品管規則	保安規定記載 (変更後)	品質保証規程	二次文書	備考
<p>8.3 不適合管理</p> <p>(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「不適合管理要項」に定める。</p> <p>(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。</p> <p>b) 当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その不適合情報の公開に関する一、又は合格と「基本事項」を定めているが、とを正式に許可するニューシアへの登録方法等の</p> <p>c) 本来の意図された具体的な運用事項が主に定め適用ができないようになっている。</p> <p>d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための再検証を行う。</p> <p>(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4 参照)。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定めた「不適合管理要項」に従って、不適合の内容をニューシアへ登録することを含め、情報の公開を行う。</p>	<p>○原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項</p> <p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> 「不適合情報」並びに「トラブル情報」、「保全品質情報」、及び「その他情報」を「原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」」に登録、公開し、管理する業務を円滑に行うことを目的。 <p><主な規定内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ニューシア対応業務の体制 不適合情報・トラブル情報等の登録 ニューシア情報登録・公開管理 	<p>第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。</p> <p>2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。</p> <p>3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。</p> <p>一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</p> <p>三 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。</p> <p>5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。</p>	<p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を、「是正処置プログラム管理要項」に定め、実施する。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること</p> <p>b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</p> <p>c) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること</p> <p>d) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5) 組織は、(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定めた「是正処置プログラム管理要項」に従って、不適合の内容をニューシアへ登録することを含め、情報の公開を行う。</p>	<p>(不適合の管理)(8.3)</p> <p>第48条 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。)</p> <p>2. 組織は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を「是正処置プログラム管理要項」に定める。</p> <p>3. 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>(1) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>(2) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと(以下「特別採用」という。)</p> <p>(3) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> <p>(4) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>4. 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5. 組織は、第3項第1号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>6. 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<p>○是正処置プログラム管理要項</p> <p><目的></p> <p>品質マネジメントシステムで検出された不適合その他の事象の処理、是正処置及び未然防止処置に関する管理について定め、不適合な状況が放置されることの防止、不適合その他の事象の再発防止及び起こり得る不適合の発生を防止するとともに、是正処置プログラム(CAP)を通じて、発電所等のパフォーマンス向上に資することを目的。</p> <p><主な規定内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 不適合の管理方法(ニューシアへ登録するまでの基本的な管理・処理プロセスも規定) その他の事象(CR)の管理 不適合その他の事象のデータ分析・評価 	<p>○「是正処置プログラム管理要項」は、従前「不適合管理要項」として不適合の管理を定める規定であったが、名称を変更し、不適合以外のその他の事象や、是正処置及び未然防止を定める規定とした。</p> <p>○【三次文書】原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」登録管理要項</p> <p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> 「是正処置プログラム管理要項」に基づき、「不適合情報」並びに「トラブル情報」、「保全品質情報」、及び「その他情報」を「原子力施設情報公開ライブラリー「ニューシア」」に登録、公開し、管理する業務を円滑に行うことを目的。 <p><主な規定内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ニューシア対応業務の体制 不適合情報・トラブル情報等の登録 ニューシア情報登録・公開管理